

令和6年 第2回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度					
			自	民	結	公	共	維
1	巨大災害に備える危機管理対応の体制強化を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
2	航空機燃料の安定的な供給体制の構築を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
3	地方財政の充実・強化に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
4	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	水産林務	○	○	○	○	○	○
5	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	建 設	○	○	○	○	×	○
6	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書	文 教	○	○	○	○	○	○
7	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書	文 教	○	○	○	○	○	○
8	北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の整備促進を求める意見書	新幹線・総合交通体系対策	○	○	○	○	×	○
9	地域における「こども誰でも通園制度」に関する意見書	子ども政策調査	○	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主・道民連合)、結(結志会)、公(公明党)、共(日本共産党)、維(維新・大地)

巨大災害に備える危機管理対応の体制強化を求める意見書

平成23年3月11日、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災以来、13年が経過した。

本年1月1日には能登半島で大地震が発生し、多くの方が亡くなり、家屋の倒壊、津波や大規模火災など、甚大な被害をもたらした。被災者は、ライフラインが途絶え、寒波が押し寄せる中、極めて厳しい環境で長期間の避難生活を余儀なくされている。

また、近年は、地球規模で温暖化が進行し、集中豪雨、豪雪、巨大台風の発生、海面の上昇に伴う高潮被害等、大規模な自然災害が頻発している。

東日本大震災から本年に至る13年間で、国による激甚災害の指定は実に25回に達しており、本道においても、平成28年の台風災害や平成30年の胆振東部地震が激甚災害として指定されている。我が国は、地勢・自然環境上、巨大災害が多発する国であるという現実を直視し、過去の災害や復興政策から得た教訓、経験等を最大限に生かしていく必要がある。

こうした中、我が国は、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、国難とも言える巨大地震が発生するリスクが年々増大している。加えて少子・高齢化、人口減少の進展に伴う共助型地域コミュニティの衰退は、災害に対して脆弱な社会環境をつくり出し、被災した地域そのものが消滅する事態も危惧される。

さらに、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる発信が見られ、現在、能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され現場は大変に混乱するなど、復興を阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、国においては、巨大災害に対応していくため、被災地など地域の意向を踏まえ、統一的な対応ができる体制を整備するとともに、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制を整備するほか、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 巨大災害に対応するため、制度調整、予算措置等、災害への備えから復旧・復興までを担う、組織等を含めた体制強化を具体的に検討すること。
 - 2 東日本大震災等、過去の災害で得た教訓、経験等を最大限に生かし、次なる災害に備える制度の改善を進めること。
 - 3 地方において、主体的・計画的に復興と事前防災に取り組むことができる財政支援措置を講ずること。
 - 4 情報連携環境を整備し、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
 - 5 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、情報の信頼性を担保した国民への普及を強力に推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
復興大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

各通

航空機燃料の安定的な供給体制の構築を求める意見書

本道では、コロナ禍後の観光需要回復を目指すとともに、インバウンド・アウトバウンド両面による海外路線の就航再開・新規誘致等に取り組んでいる。

また、北海道と札幌市が「金融・資産運用特区」に指定され、この特区に基づく取組を推進し、世界中からGXに関する情報・人材・資金が北海道・札幌に集積するアジア・世界の「金融センター」を実現するためにも、新千歳空港をはじめとした道内空港への国際線の就航が重要である。

しかしながら、現状において、道内空港における国際線の運航便数は、コロナ禍前の6割程度の水準にとどまっており、その要因の一つとして、本道への新規就航や増便などを希望する航空会社が、元売各社から航空機燃料の供給を受けることができず、やむを得ず運航を見合わせるという事態が、多数、生じていることが挙げられる。

このような状況が続くと、国が掲げる2030年訪日外国人旅行者6000万人という目標の達成に向け、道内空港が期待される役割を十分に果たすことができない事態も想定されるほか、ラピダス社の立地を契機として道が目指す半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現への影響も懸念される。

国は、先日、官民の関係者が一丸となって対策を検討する「航空燃料供給不足への対応に向けた官民タスクフォース」を設置したが、早急な対策が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 航空会社の希望に応じて航空機燃料を安定的に供給できる体制を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

} 各通

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体の現状は、急速な少子・高齢化の進行に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、急激に進められている地方公共団体情報システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感日々深刻化している。

政府は「骨太方針2024」において、2024年度の地方一般財源水準を2027年度まで確保することとしているが、採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状にある中、不足する人員体制の改善を図りつつ、行政需要にしっかりと対応していく必要がある。

よって、国においては、2025年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、人件費の確保まで含めた地方財政基盤の確立を目指すよう、次の事項の実現を求める。

記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、中小企業支援、防災・減災、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を含め十分な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫することがないように十分な拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなど、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。
- 5 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して、減額措置を行わないこと。
- 6 会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったことから、引き続き、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源確保を図ること。また、戸籍等への記載事項の追加など、DX化に伴いシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣(少子政策)

各通

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
 参議院議長
 内閣総理大臣
 総務大臣
 財務大臣
 文部科学大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣
 環境大臣
 復興大臣

各通

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
- 4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣 国土強靱化担当大臣	

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっている。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上をはじめ、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念される。

人口減少や少子・高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、従来の知識や経験だけでは解を見いだすことが難しい時代となっている中、令和の日本型学校教育により経済や地域の状況等に関わらず質の高い教育を実現し、予測できない未来に向け自ら社会をつくり出していく「持続可能な社会の創り手」を育むため、未来を担う子どもたち一人一人の資質・能力を最大限引き出す必要がある。

さらに、学校における教員の処遇を改善するとともに、働き方改革を進めることなどによって、教員の成り手を確保し、子どもの学習環境を整備していく必要がある。

よって、国においては、公教育に経済・地域間格差を生じさせないため、次に掲げる事項について、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持
- 2 中学校における35人学級編成等少人数学級の一層の充実
- 3 地域の教育課題や令和の日本型学校教育に対応するための小学校における教科担任制の充実を含む教職員定数の改善
- 4 加配定数削減を前提としない教職調整額の引上げを含む教師の処遇改善とともに、学校の働き方改革の加速化等を一体的に推進することによる、学校教育の質の向上
- 5 教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実
- 6 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた外部人材の配置やICT環境の整備などに関する財政措置の充実
- 7 学校における教育活動保障のための財政措置の充実
- 8 部活動の地域移行に対する財政措置

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念の下、時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国は、少子・高齢化社会の到来というこれまで経験したことのない厳しい時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少と、長引く原油価格・物価高騰のための対応等により、経営環境はより一層厳しさを増している。

近年ますます国際化・高度情報化が進展する社会において、我が国が持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有するグローバル人材の育成が急務であり、私学は、こうした人材育成のために、これまで以上に自主性や多様性を発揮しながら、社会的役割を果たしていく必要がある。

国は、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校等の授業料の実質無償化を実現するなど、公私間の格差是正に努めてきたところであるが、私学経営は依然として厳しい経営を余儀なくされており、その安定性・健全性を高めることが何よりも重要となっている。

よって、国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境や公教育における社会的役割に加え、昨今の原油価格の上昇や円安の進行などによる物価高騰の影響にしっかりと目を向け、次に掲げる事項について支援の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

記

- 1 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえた「経常的経費の2分の1補助」の実現
- 2 「私立高等学校授業料の実質無償化」の所得制限を撤廃するなど公私間の納付金負担格差の縮小是正とさらなる保護者の負担軽減施策の拡充
- 3 学校施設に係る耐震化に対する公立学校と同水準の支援、公私を区別しない冷房設備の整備促進
- 4 公私を区別しないICT環境の整備促進
- 5 都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化
- 6 原油価格の上昇などによる電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に対するより一層の支援

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 各通

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備促進を求める意見書

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、平成27年1月14日の政府・与党申合せにより、平成24年の認可時（令和17年度末（2035年度末）完成）から5年前倒しし、令和12年度末（2030年度末）の完成・開業を目指すこととされた。

開業に向けた建設工事等が進められる中、令和4年12月に国土交通省が公表した「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に関する有識者会議」報告書においては、事業費について大幅な増加見通しとなるとともに、工期については、3年から4年程度遅れている工区も存在するなど、非常に厳しい状況にあるものの、相当の事業期間が残っており、現時点で工期を見通すことは困難とされた。

しかしながら、今般、鉄道・運輸機構においては、複数のトンネルにおいて現在も遅延が発生しており、なお地質不良が継続していること、働き方改革による影響などから、工程短縮策をもってしても、2030年度末の開業は極めて困難であることを国土交通大臣に報告、大臣からは、報告内容の検討のほか、改めての全体工程の精査、開業目標に関する今後の見通しについての検討、工程遅延を短縮するための検討などについて、鉄道局及び鉄道・運輸機構に指示されたところであるが、2030年度末の北海道新幹線の札幌開業は道民の悲願であり、長年にわたり、地元自治体や関係者が一丸となって取り進めてきた一大プロジェクトであることから、このたびの報告は、我々地元関係者にとって大変遺憾と言わざるを得ない。

北海道新幹線は、我が国を縦断する基幹的な高速輸送体系を形成するとともに、地方分散型の国土利用に不可欠な社会インフラであり、我が国として優先して整備すべきである。

また、現在、道内で進められている2030年度末札幌開業をターゲットとしたまちづくりや再開発事業といった様々な動きに対し、開業の遅延は多大な影響を及ぼすことが懸念される。

このような状況を踏まえ、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）に関し、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 工事の進捗や有識者会議での議論の状況等について、国、鉄道・運輸機構、地元関係者が共通の認識の下、これまで以上に一層の連携を図ることができるよう、情報共有の充実・強化に取り組むこと。
 - 2 新たな開業時期を含めた今後の見通しについて、できる限り早く地元関係者に示すとともに、報告内容について、有識者の知見を活用するなど、様々な観点から検証を行うとともに、工期短縮に向けた検討を徹底して行い、一日も早い完成・開業を目指すこと。
 - 3 開業の遅延に伴い、まちづくりや民間投資など社会経済活動への影響が大きいことから、影響の緩和に向けた対策を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
国土交通大臣 }

地域における「こども誰でも通園制度」に関する意見書

「こども誰でも通園制度」は、「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱える子育て家庭への支援の強化を求める意見がある中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

よって、国においては、保育士の配置基準と公定価格の抜本的改善、地域の実情に合わせた安全な育児と多様な働き方やライフスタイルの両立が推進されるよう、次の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 試行的事業の保育士等職員配置や設備基準は、一時預かり事業と同様の基準となっているが、保育士等職員配置や子どもの安全を担保できるだけの設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講ずること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定される。自治体によって地域差が生じることについて、子どもに安全で質の高い保育を提供する観点に立って、利用時間の在り方について検討すること。
- 3 障がい児やその家族を支援する観点、保護者の事情により通園ができない乳幼児についても、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、「こども誰でも通園制度」においても障がい児の受入れに必要な本人のアレルギーや特性等の情報を共有し、安全に過ごすために必要な施設整備と専門家の巡回指導の実施、保育士等の職員配置を確保するための財政的措置を講ずること。
- 4 「こども誰でも通園制度」と併せて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
子ども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

} 各通